

公募型プロポーザルの質問に対する回答

業務名：さきたま古墳公園における「子どもの遊び場」の整備に係る基本構想及び基本計画の策定並びにPPP/PFI導入可能性調査実施業務委託

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 【実施要領 8 参加表明書の提出 (P4)】 担当技術者実務実績表（様式第3号）について、様式第3号は主たる担当技術者の様式となっています、管理技術者も同じ様式を用いて記載するという認識でよろしいでしょうか。 | 本業務を統括する担当技術者1名を記載いただきますが、各分野を担当する技術者や管理技術者がいる場合は、様式第3号を用いて全員分を記載いただいても差し支えありません。 |
| 2 | 【実施要領 8 参加表明書の提出 (P4)】 担当技術者実務実績表（様式第3号）について、主たる担当技術者とは、業務の主担当技術者（窓口）1名ということでしょうか。それとも業務内容の主要な技術分野である公園、建築、PPPの各分野を担当する技術者全員分を記載するというのでしょうか。 | 本業務を統括する担当技術者1名を記載いただきますが、各分野を担当する技術者がいる場合は、全員分を記載いただいても差し支えありません。 |
| 3 | 【実施要領 9 企画提案書等の提出 (P4)】 企画提案書については、審査の公平性の担保の観点から枚数制限を課すことが望ましいと思料しますが、貴市にて適切とお考えの分量等に関するお考えをご教示ください。 | 枚数制限はございませんが、定められた時間内（企画提案20分以内）で説明できる分量としていただくようお願いいたします。 |
| 4 | 【実施要領 9 企画提案書等の提出 (P4)】 「ア 企画提案書」 企画提案書については、様式については「原則としてA4横書き」が望ましいとの記載はあるが、枚数の制限はないでしょうか。 | 枚数制限はございませんが、定められた時間内（企画提案20分以内）で説明できる分量としていただくようお願いいたします。 |
| 5 | 【実施要領 9 企画提案書等の提出 (P4)】 「その他評価するにあたって必要な書類」について、示されている参加法人の概要がわかる資料以外に具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。また、これらの書類の内容についても審査の対象となるのでしょうか。 | 本プロポーザルについては、実施要領の別表に掲げる評価基準をもとに審査を行うこととしており、評価事項に関して企画提案書の内容を補足する書類があれば、当該書類を提出いただくことを想定しております。評価基準に該当する内容である場合には、審査の対象となります。 |
| 6 | 【実施要領 9 企画提案書等の提出 (P4)】 「ウ 企画提案書」の「業務実績については、過去5年以内の主な官公庁契約業務とし、現在履行中の業務も可とする」とあるが、実績の対象は企業（会社実績）という理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |

公募型プロポーザルの質問に対する回答

業務名：さきたま古墳公園における「子どもの遊び場」の整備に係る基本構想及び基本計画の策定並びにPPP/PFI導入可能性調査実施業務委託

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 7 | 【実施要領 10 選考方法 (P5)】 「プレゼンテーション及びヒアリング時における資料の追加は認めない。」とありますが、事前に提出した企画提案書からのみを抜粋したパワーポイントを作成し、活用することは可能でしょうか。 | 事前に提出した企画提案書からの抜粋であっても、プレゼンテーション及びヒアリング時に別途の資料を追加することは、提出期限後の提案資料の追加となり、審査の公平性を損ねる可能性があることから、認めておりません。なお、企画提案書と別途プレゼンテーション資料を用意するなど、提案時における必要な資料については、提出期限内の提出をお願いいたします。 |
| 8 | 【仕様書 6 業務実施体制 (P4)】 建築物について整理すべき事案の担当技術者について、従事する担当者すべての技術者が①～④いずれかの資格者、かつPPP/PFI業務の従事実績がある担当者である必要がありますでしょうか。それとも、管理技術者とは別に、主たる担当者のみでよろしかったでしょうか。 | 4つの資格のいずれかの資格を有する者で、かつPPP/PFI業務の従事実績がある方を主たる担当者として配置することを想定しており、すべての担当者について要件を課しているものではありません。 |
| 9 | 【仕様書 7 業務内容 (P4)】 インフラ状況及び地質調査に関する既往資料があり、それらを収集・整理するという理解でよろしいでしょうか。 | 現地調査を実施していただくとともに、既存の資料等の収集・整理を行っていただきたいと考えています。 |
| 10 | 【様式第3号別紙】 当該様式に記載すべき担当者は「主たる担当技術者」ということですが、業務実施体制上、複数名（分野や担当ごと）たてる場合は、当該様式は複写し、複数名分を作成することでよいでしょうか。 | 本業務を統括する担当技術者1名を記載いただきますが、各分野を担当する技術者がいる場合は、様式第3号を用いて全員分を記載いただいても差し支えありません。 |
| 11 | 【協定書 第4条】 「史跡の景観配慮」及び子どもの遊び場の設置等に必要「範囲」について、具体的な基準や範囲がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。 | 現時点で具体的な基準等はなく、今後、事業の具体化を進めていく中で、埼玉県との間で協議調整を進めていくものと考えております。 |